

「食の王国・福岡」魅力発信事業 業務委託仕様書

■事業目的

訪日外国人旅行者の約8割が「日本食を食べること」、約5割が「自然・景勝地などの観光」、約3割が「歴史・伝統文化体験」を期待するなど、食と自然・歴史文化を楽しむガストロノミーツーリズムのニーズが、国内外を問わず高まっている。

このような中、本県は「食の王国・福岡」を掲げ、豊かな食材や酒の魅力を踏まえてガストロノミーに関する取組を推進することとしており、令和7年度に、『食の王国・福岡』ガストロノミーセミナーを開催し、関係者に向けて機運醸成を図ったところ。

また、福岡県の食文化は、世界的なグルメ情報サイトの「ラ・リスト」から評価され、その土地の食べ物や料理を、育んだ文化や歴史とともに楽しむ「ガストロノミーの目的地」として、特別賞を授与されているところ。

このことを踏まえ、本事業では、「ラ・リスト」と連携した産地視察やセミナー等を実施するとともに、地域における食を核とする旅行商品を造成し、これらを国内外に向けてPRすることにより、「食の王国・福岡」の魅力を発信する。

■契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

■業務委託の内容

《業務1》「ラ・リスト」と連携した「食の王国・福岡」の魅力発信業務

《業務2》「食の王国・福岡」ガストロノミーツーリズム推進業務

※各業務の内容は、別紙を参照すること。

■業務実績報告

(1) 業務実績報告書の提出

業務を完了した場合は、報告書を作成・提出の上、発注者による検査を受検し、契約期間内に合格すること。

提出期限：令和9年3月31日（水）

提出場所：福岡県農林水産部福岡の食販売促進課

納品数等：紙媒体2部かつ電子データ（外付けSSD）2部

※電子データは、Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

(2) その他

《業務1》「ラ・リスト」と連携した「食の王国・福岡」の魅力発信業務について

- ・撮影した写真および映像は、今後県がHPやSNSで自由に発信することができるよう編集等を行い納品すること。編集の内容は県と協議の上、決定すること。
- ・地元テレビ局による密着取材の放映番組を、DVDに記録の上提出すること。

《業務2》「食の王国・福岡」ガストロノミーツーリズム推進業務について

- ・商品販売や紹介時等に利用可能な画像データ(※)を複数枚撮影し、発注者が選定できる形で納品すること。成果物として納品する事業者の情報や写真素材については、原則として二次利用(発注者である福岡県や福岡県の関連団体が実施する広報ツール制作や各種プロモーション活動、福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」内での掲示、旅行事業者への提供等)ができる素材として納品すること。

※画像データ：Windowsで表示可能な形式(JPEG等)とする。

JPEG形式については解像度350dpi以上のものとする

その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

■業務実施上の留意点

- (1) 業務遂行にあたり、福岡県(以下「県」という。)及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、成果物に係る著作権を引き渡し時に発注者に無償譲渡するものとし、成果物の活用範囲(画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない)において、二次利用を含む使用を認めるものとする。
- (5) 受託者は、成果物に関し、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む)において解決すること。
- (6) 事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と受託者で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。
- (7) 委託料には、業務に係る経費(人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等)の一切を含むこと。

《業務 1》

1 業務名

「ラ・リスト」と連携した「食の王国・福岡」の魅力発信業務

2 業務目的

福岡県の食文化は、世界的なグルメ情報サイトの「ラ・リスト」から評価され、その土地の食べ物や料理を、育んだ文化や歴史とともに楽しむ「ガストロノミーの目的地」として、特別賞を授与されているところ。

このことを踏まえ、本業務では、世界的なスターシェフ等を通じて県産食材の魅力を発信するとともに、県産食材を活かした料理の新たな魅力を創出するため、「ラ・リスト」と連携して、本県に世界的なスターシェフ等を招へいし、産地視察及びセミナーを実施する。

3 業務内容

(1) 実施行程

行程案は下記のとおりとし、東京で開催される「ラ・リスト国内授賞式」の翌日から4日間を本業務の対象とする。

<実施行程（案）>

0日目	ラ・リスト国内授賞式（東京、10/5） ※本業務の対象外
1日目	午前：移動（東京－福岡） 午後：産地訪問2か所（博多和牛、博多なす想定）
2日目	産地訪問3か所（天然マダイ、八女茶、日本酒）
3日目	セミナー・実食会
4日目	移動（福岡－東京）

※招へい者は、全員、在日フランス大使館で開催される「ラ・リスト国内授賞式（10/5）」に出席することを想定。

(2) 実施体制の構築

(ア) ラ・リスト日本代表事務局との連携

本事業を円滑に進めるため、ラ・リスト日本代表事務局（以下、「事務局」という）と連携して実施体制を構築すること。また、事務局に対し、当該業務委託において530万円（税込み）を上限として支払うこと。

＜ラ・リスト日本代表事務局の役割＞

- ① 招へいするスターシェフの選定及び参加交渉
 - ② スターシェフ及びラ・リスト本部関係者との事前調整
 - ③ スターシェフ及びラ・リスト本部関係者との協議への参画
 - ④ スターシェフ及び関係者の招へい
 - ・招へいするスターシェフに関する、フランス-東京間の移動手段の手配及び費用負担
 - ・招へい者全員に関する、本業務の全工程のアテンド（東京-福岡間の移動を含む）
- ※招へいするスターシェフは、在日フランス大使館で開催される「ラ・リスト国内授賞式（10/5）」に出席することを想定。

（イ）フランスにおける業務実施体制の確保

招へいするスターシェフ及びラ・リスト本部関係者との連絡調整や協議を主催するため、フランス国内において機動的に対応できる業務実施体制を構築すること。

なお、事務局がスターシェフ及びラ・リスト本部関係者と面会する際には、可能な限り同行し、本事業を円滑に進めるための連絡体制を確保すること。ラ・リスト日本代表事務局との連絡調整は窓口を一本化すること。

（3）スターシェフ及びラ・リスト本部関係者との調整

事務局と連携し、本業務の目的等を踏まえて、スターシェフ等及び関係者が福岡に滞在する期間の具体的な行程表を作成し、当日の進行全般を監督すること。

（ア）招へい者

- ・フランス在住のスターシェフ（2名）
- ・フランス在住のラ・リスト本部関係者（2名）

なお、ラ・リスト本部関係者のうち1名は、ラ・リスト主催者のフィリップ・フォール代表とする。

（イ）招へい者に関する情報収集

招へい者のうちスターシェフとフィリップ・フォール氏のプロフィールを取りまとめ県に情報提供すること。

（ウ）移動手段及び宿泊場所の確保

上記（ア）の招へい者および事務局2名に関し、東京-福岡間の移動手段、福岡県内移動手段及び宿泊場所を手配し、費用を負担すること。なお、宿泊場所は、招へい者に本県の観光地としての魅力を体感してもらう観点から検討し、提案すること。また、行程上必要となる福岡滞在期間中の飲食費を負担すること。

(エ) 通訳者の確保

下記(3)及び(4)を日仏逐次通訳により実施するため、以下の人員を最低限とし、通訳者を確保すること。なお、フランス料理に精通している人を手配すること。

<日仏通訳者>

- ・スターシェフ等による産地訪問：1名（移動を含む全行程に帯同）
- ・ラ・リストと連携したセミナー・実食会：2名

(4) スターシェフ等による産地訪問の実施

(ア) 産地訪問行程の企画

ラ・リストに関係する著名なスターシェフが、スターシェフの視点から見た食材の魅力を国内外に情報発信することを目的として、県産食材の産地訪問を行う。産地訪問を行う品目は下記を想定とし、県が選定した産地を訪問すること。産地訪問実施に当たっての産地との連絡調整を行うこと。

<産地訪問 実施概要>

目 的：スターシェフの視点から見た食材の魅力を国内外に発信

日 時：10月6日（火）7日（水）

参 加 者：①スターシェフ2名

②ラ・リスト本部関係者2名

③県内有名シェフ3名

④ラ・リスト日本代表事務局2名

訪問品目：博多和牛、天然マダイ、八女茶、日本酒、博多なす

訪問内容：生産者による食材・生産方法の説明、収穫体験、試飲等

(イ) 県内有名シェフの選定

産地訪問および(5)に示すセミナーに参加する県内有名シェフ（ミシュランガイドで星を獲得など）を選定すること。県内有名シェフは、スターシェフとの親和性が高いフランス料理のシェフとし県と協議の上決定すること。

(ウ) 悪天候時の対応

台風等のやむを得ない事情で産地へ出向くことが難しい場合の代替案を準備すること。

(5) 「ラ・リスト」と連携したセミナー・実食会の開催

(ア) プログラムの検討

フィリップ・フォール代表、スターシェフと、県内有名シェフを講師とし、県によるガストロノミー事業の関係者（県内の生産者、飲食事業者、酒造組合、観光協会、宿泊事業者等）へ向けたセミナーを開催する。

あわせて、スターシェフと県内有名シェフが、産地訪問した食材で共同開発したメニューを提供する実食会を開催する。

このことを踏まえて、具体的なプログラム案を作成の上、県との協議により決定し、履行すること。

<セミナー 実施概要>

目 的：①国内外に向けた地域の農林水産物及び食と酒のPR
②ガストロノミー事業の推進に向けた関係者への意識啓発

日 時：10月8日（木）15時30分～（1.5時間程度）

参加者：100名程度

- ①県内の生産者、飲食事業者、酒造組合、観光協会、宿泊事業者
- ②当該事業により招へいするインフルエンサー（3名以上） など

場 所：福岡県内のホテル等

プログラム案：基調講演（フィリップ・フォール代表）

- ～「ラ・リスト」とは何か/世界における観光と食のトレンド～
- パネルディスカッション（フォール代表、スターシェフ、県内有名シェフ）
- ～産地訪問から見た福岡の食材の強みと可能性～

参加費：無料

<実食会 実施概要>

目 的：①国内外に向けた地域の農林水産物及び食と酒のPR
②県産食材を活かした料理の新たな魅力の創出

日 時：10月8日（木）18時～（2時間程度）

参加者：200名程度

- ①一般客
- ②当該事業により招へいするインフルエンサー（3名以上）
- ③その他関係者（10名程度） など

場 所：福岡県内のホテル等

参加費：有料(40,000円/人想定)

内 容：スターシェフと県内有名シェフが共同開発したコースメニューおよび各料理にマリアージュした県産酒等を着座形式で提供

提供料理：5品以上

プログラム案：・産地訪問先の生産者による食材の紹介、
・県内蔵元等によるマリアージュ酒の紹介、
・スターシェフによる説明（食材の魅力と料理開発のコンセプト）
・スターシェフによる調理実演

そ の 他：・上記参加者②及び③の参加費は、当該業務委託に含む。
・参加費による収入は、当該事業の履行にかかる受託者の必要経費として計上して差し支えない。

(イ) 出演者との事前調整

<セミナー>

- ・基調講演、パネルディスカッションで使用するプレゼンテーション資料を登壇者と協議の上制作すること。
- ・質疑応答の想定問答を作成すること。

<実食会>

- ・会場に産地訪問先となった生産者を招へいし、食材のPRを実施すること。招へいに係る費用（交通費等）の負担を行うこと。
- ・提供料理のメニュー考案費を負担すること。
- ・提供料理1品につき1種の県産酒等をマリアージュすることとし、マリアージュにあたっては県産酒に詳しい専門家に選定を依頼し、選定理由を取りまとめること。選定候補の酒リストは県が作成し、提供する酒については事前に県と協議の上決定すること。
- ・マリアージュで提供する蔵元を招へいし、県産酒のPRを実施すること。招へいに係る費用（交通費等）の負担を行うこと。
- ・県内有名料理人から提供料理の試作に使用する食材の提供を求められた場合は、手配の上提供すること。
- ・実食会参加者へ、フォール氏、スターシェフ、県内有名シェフのプロフィールや、産地訪問先の食材情報、マリアージュする県産酒の情報等を掲載したリーフレットを配布すること。

(ウ) 会場等の確保

- ・(ア) に記載のセミナー及び実食会のプログラムが実施できる会場を選定すること。また、実食会の際には、一部スターシェフによる調理実演を行うこととし、その様子を会場内で放映できる機材を準備すること。また、セミナー運営に支障のない厨房設備を備える福岡県内の会場を選定することとし、県と協議の上決定すること。

(エ) 参加者の募集

- ・セミナー及び実食会の参加者は、効果的な集客方法を検討の上、事業者において広報・募集すること。

(オ) 当日の運営

- ・司会者を手配すること。なお、上記に加え、調理実演にあたっては、ラ・リスト日本代表事務局1名が通訳を行う。

(6) 情報発信

- ・(4)の産地訪問で訪れた食材について、スターシェフと県内有名シェフの視点でその魅力を再評価し、国内外の食に感度が高い人に情報が届くよう効果的に情報発信すること。
- ・発信に当たっては、写真および動画の撮影を行い、日本語・仏語・英語を使用すること。
- ・撮影した写真および映像は、今後県がHPやSNSで自由に発信することができるよう編集等を行うこと。編集の内容は県と協議の上、決定すること。
- ・(4)の産地訪問及び(5)セミナー・実食会の内容について、地元テレビ局による密着取材を1回以上行うこと。

(7) 課題検証等

本業務の実施を踏まえ、「ラ・リスト」と連携した「食の王国・福岡」の魅力発信を推進する上での課題について検証し、翌年度以降に実施すべき取組み等について提案すること。

《業務2》

1 業務名

「食の王国・福岡」ガストロノミーツーリズム推進業務

2 業務目的

本県は「食の王国・福岡」を掲げ、豊かな食材や酒の魅力を踏まえたガストロノミーの取組を推進することとしており、令和7年度に、「『食の王国・福岡』ガストロノミーセミナー」を開催し、関係者に向けて機運醸成を図ったところ。

このことを踏まえ、本業務では、食と自然・歴史文化を楽しむガストロノミーツーリズムを推進し、本県の魅力的な「食」をテーマとして持続可能な観光モデルを構築するため、地域食材によるガラパーティーを核に、地域の宿泊や観光スポットを組み合わせた旅行商品を創出する。

3 業務内容

本事業を実施するにあたり、地域の協力を得ながら円滑に進めるため、地元の生産者、飲食事業者、酒造組合、観光協会、宿泊事業者等（以下、「地元関係者」という。）と密に連携を図ること。対象地域は宗像地域、柳川地域の2地域とする。

宗像地域：福岡県ホテル旅館組合及び玄海ホテル旅館組合等が、地元料飲店等と連携し、地元食材によるオリジナルコースメニューを開発。県産酒とのマリアーージュによるガラパーティー「玄海七浦ガストロノミー中秋の美食会（2025/10/6）」を開催した実績がある。

柳川地域：福岡県ホテル旅館組合と福岡県酒造組合が連携し、地元食材によるオリジナルコースメニュー「有明海苔会席と筑後七国の酒とのマリアーージュ」を開発。

（1）ガラパーティーの企画運営支援

（ア）ガラパーティーの企画運営支援【柳川地域】

- ・ 地元関係者と合意形成の上、地域食材をメニューに取り入れたガラパーティーの実施に向けて必要とされる支援の内容を把握し、対応する分野のアドバイザー（有識者・経験者）を選定し派遣する。
- ・ なお、アドバイザーについては、2名以上を各3回以上派遣することを想定とし、候補者リストを提示し、県と地元関係者と協議の上、決定すること。
- ・ 必要に応じてガラパーティー開催に係る運営の支援を行うこと。

(イ) ガラパーティーへの招へい【宗像地域・柳川地域】

各地域が主催するガラパーティーに(3)(イ)で実施するファムツアー参加者や美食系インフルエンサー等を招へいし、費用を負担すること。招へい者は県と協議の上、決定すること。

【参考】

＜ガラパーティーの開催要領(案)＞	
目 的：	①国内外に向けた地域の農林水産物及び食と酒のPR ②企画商品化に向けた施行実施
参 加 者：	60名想定 ①対象地域の生産者、料理人、宿泊事業者 ②地元自治体等関係者(10名程度) ③ファムツアー参加者(4名以上) ④美食系インフルエンサー(2名以上) ⑤一般客 など
参 加 費：	有料(2万円/人想定)
開催時期：	宗像地域9月頃、柳川地域11月頃想定
そ の 他：	・上記参加者②③④の参加費は、当該業務委託に含む。 ・会場費、スタッフ人件費、食材費などガラパーティー開催にかかる直接経費は地元負担(当該業務委託に含まない)。参加費などの収入は各地域が受領する。 ・参加者の募集は各地域が実施。

(2) 情報発信

- ・ ガラパーティーに招へいした美食系インフルエンサーに、ガラパーティーで振舞われるガストロノミーメニューの食材について情報発信させること。発信に当たっては、国内外の食に感度が高い人に情報が届くよう、日本語・仏語・英語を使用し、効果的に情報発信すること。
- ・ 美食系インフルエンサーが食材の特長や生産背景について深く理解し、訴求力のある発信を行えるよう、食材の産地訪問を企画・実施することとし、訪問先は県と協議の上決定すること。産地訪問は2日間、訪問先は4か所以上とすること。

＜実施行程案＞

1日目	産地訪問(2か所以上)
2日目	産地訪問(2か所以上)、ガラパーティー

(3) 旅行商品造成【宗像地域・柳川地域】

(ア) 体験プログラムの企画・造成

- ・ (1)で支援するガラパーティーで提供するメニューの食材やお酒などに関連のある体験プログラムを企画し、商品規格(商品名、内容、販売価格、手数料、予約・決済方法等)を整備する。
- ・ 整備した体験プログラムについて商品規格を説明する資料を作成すること。

(イ) ファムツアーの実施

- ・ (1)で支援するガラパーティーの開催に合わせた日程とし、(3)(ア)で造成した体験プログラムと併せて組み込んだ1泊2日の行程とすること。
- ・ 旅行系インフルエンサー及び旅行会社の旅行商品造成担当者等を各地域4名以上招聘すること。
- ・ 宿泊施設や食事、観光スポットなど行程に組み込むものは、各地域の近郊から選択し、県や地元関係者と協議の上、決定すること。
- ・ 参加者のアンケートを行い、アンケートの結果をとりまとめること。

(ウ) モデルルートの造成

- ・ (3)(イ)で実施したファムツアーの結果を踏まえ、行程の磨き上げを行い、モデルルートとしてタリフ化すること。

(エ) 旅行商品の販売

- ・ (3)(ウ)のタリフを活用し、旅行商品として令和9年3月までに1本以上販売開始すること。
- ・ 旅行商品の販売に際し、企画切符やパッケージツアーなどとの連携を検討すること。

(4) その他

- ・ 県と月1回以上、定期報告会を開催すること。なお、必要に応じて地元関係者を報告会に招集し、参加者の日程調整も行うこと。
- ・ 地元関係者に対して日程調整を行い、必要に応じて会議を開催・運営すること。会議終了後には議事録を県へ提出すること。
- ・ 本業務の実施を踏まえ、本県におけるガストロノミーツーリズムの推進に関する課題について検証し、翌年度以降に実施すべき取組み等について提案すること。